岡部　勝　小間　孝志　最首　則夫
手塚　富榮　森本滿喜夫
正七位に叙する（各通）
三浦　行雄　三澤　悟朗
従七位に叙する（各通）（以上三月二十日）
（九州大学名誉教授）
長　憲次
従四位に叙する
永田　存
正五位に叙する
石井　常利　神林　稔
中村　喜昭　山城　正祺
従五位に叙する（各通）
石田　智　片山惠美子
中島　清光　波場　睦夫
正六位に叙する（各通）
伊藤きさゑ　梅森　清博
小村　松雄　佐藤　忠弘
徳永　俊則　長崎　靜夫
宮田　弘　茂木　和夫
渡邉　聡
従六位に叙する（各通）
荒井　隆治
（奈良県警部補）
國光　清廣　重政　文雄
正七位に叙する（各通）
川崎　隆俊　須貝　冨雄
従七位に叙する（各通）（以上三月二十一日）
（愛媛大学名誉教授）
河野　博之
従四位に叙する
大岩　勉
園部　善雄
従五位に叙する（各通）
小林　繁芳
本田　貞壽
正六位に叙する（各通）
笠貫己年男　末廣　光啓
鈴木　朋邦　山崎　政信
従六位に叙する（各通）
名越　晃　西　寛
正七位に叙する（各通）
中尾　金一　日向　秋雄
従七位に叙する（各通）（以上三月二十二日）
大門　隆

（石川県議会議員）
須子　高行
正五位に叙する（各通）
津村　隆夫
（法務事務官）
遠山　金一
従五位に叙する（各通）
河森　正哲
棚瀬　佳明
（新潟市公立学校長）
正六位に叙する（各通）
小野　輝夫
坂上　忠正　佐藤　隆
縄田　好景　仁田　雅司
向井　昭夫　山口　英之
従六位に叙する（各通）
太田　禎彦
細田　洋治
正七位に叙する（各通）
大江　康仁
従七位に叙する
友田　武人
正八位に叙する（以上三月二十三日）
大山　智
従五位に叙する（三月二十四日）
田名部匡省
正三位に叙する
竹下　修
従六位に叙する
樋口　一男
正七位に叙する（以上三月二十六日）
成松　弘夫
正七位に叙する（三月二十七日）
谷　規夫　武藤　正孝
正七位に叙する（各通）（三月二十九日）
天井　和衛
正七位に叙する（三月三十日）
○叙勲
岩口　義博　浦野　又生　渡邊　仁一
旭日単光章を授ける（各通）（三月二十一日）
（石川県議会議員）
稲村　建男
旭日中綬章を授ける

稲村　建男
西森　英彦
佐藤　虎男
柴崎　正文
寺岡　宏
成田　治郎
菊地　弘志
佐藤　正美
藤原　敬介
坂木　基廣
美谷島俊久

小野　正人
旭日単光章を授ける（以上三月二十三日）
（富山大学名誉教授）
成瀬　優知
瑞宝中綬章を授ける
（東京学芸大学名誉教授）
平野　具男
瑞宝小綬章を授ける
秋元　一一
小野　智子
後藤　榮一
對馬　浩二
三浦　行雄
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月二十日）
石井　常利
長　憲次
片山惠美子
鈴木　則久
渡邉　聡
瑞宝小綬章を授ける（各通）
（九州大学名誉教授）
梅森　清博
伊藤きさゑ
重政　文雄
椎野　賢一
渡邉　和夫
中島　清光
瑞宝双光章を授ける（各通）
菊地重五郎
川崎　隆俊
長澤　勝夫
須貝　冨雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十一日）
河野　博之
（愛媛大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける
小林　繁芳
古賀　龍三
瑞宝双光章を授ける（各通）
山崎　政信
中尾　金一
日向　秋雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十二日）
柴崎　正文
（法務事務官）
遠山　金一
瑞宝中綬章を授ける
須子　高行
瑞宝小綬章を授ける（各通）

坂木　基廣
佐藤　虎男
谷口　友男
（新潟市公立学校長）
土田　学
津村　隆夫
寺岡　宏
細田　洋治
向井　昭夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
平川　保志
古田　清
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十三日）
菅原　一
瑞宝単光章を授ける（三月二十四日）
竹下　修
瑞宝双光章を授ける（三月二十六日）
嘉山　準次
瑞宝単光章を授ける（三月二十九日）
（二等海佐）
板村　一輝
（同）
松田　拓也
（一等海尉）
西畑　友貴
（二等海尉）
山下　夏輝
旭日双光章を授ける（各通）
（准海尉）
廣田　真
（一等海曹）
堂園　優作
（二等海曹）
福留　崇文
（三等海曹）
甲斐　仁蔵
旭日単光章を授ける（各通）（以上六年四月二十日）

皇室事項

御弔電
天皇陛下は、ローマ教皇フランシスコ台下逝去につき、四月二十三日教皇代行ケビン・ファレル枢機卿猊下へ御弔電を発せられた。
御祝電
天皇陛下は、スウェーデン国王陛下の御誕生日につき、四月二十八日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第15号
人事院は、人事院規則８―12（職員の任免）第18条第１項第４号の規定に基づき、平成26年人事院公示第13号の一部改正に関し、次のとおり決定した。
令和７年５月１日
人事院総裁　川本　裕子
１　次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。